第３章　計画の推進

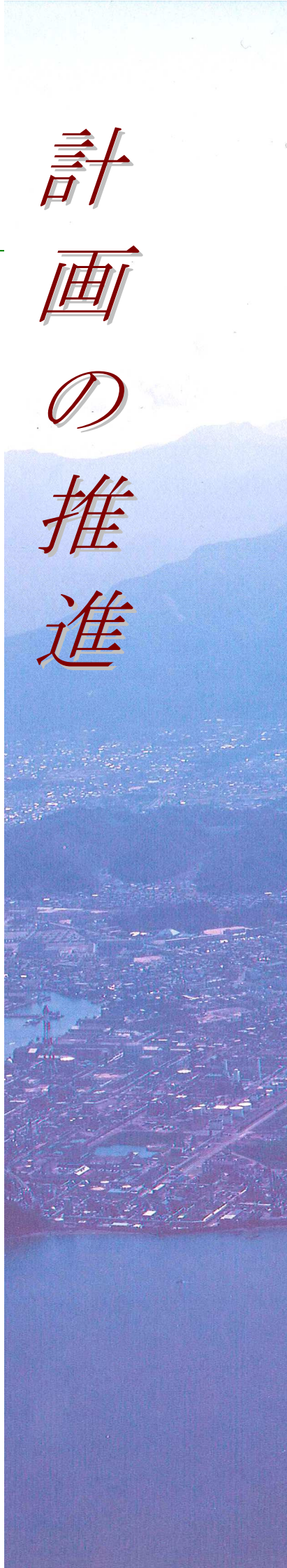

計画の推進

施策	基本計画
７－１．開かれた市政の推進	相互理解を深め市民主体の市政を推進します １．コミュニケーション型広報の推進 ２．情報提供メディアの複合的な利活用 ３．対話型広聴の推進 ４．情報公開制度等の充実
７－２．効果・効率的な自治体経営の推進	効果・効率的な自治体経営を進めます １．質の高い行政運営 ２．組織の効率化と職員の育成 ３．健全財政の維持 ４．アセットマネジメントの推進 ５．広域行政の推進
７－３．情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用と市民サービスの向上	利便性が高く質の高い行政サービスを提供します １．行政機能の向上 ２．デジタル基盤の整備 ３．情報セキュリティ対策の推進
７－４．過疎地域及び離島地域の振興	新居浜市過疎地域自立促進計画を着実に推進します 新居大島地域振興計画を着実に推進します
７－５．新居浜市総合戦略の推進	新居浜市総合戦略に基づく施策を推進します

施策7-1 開かれた市政の推進

望ましい姿　相互理解を深め市民主体の市政を推進します

後期取組方針

①多くの市民が、ホームページを見ることが可能となったという利点をいかし、写真等を活用したビジュアルな情報内容かつタイムリーな情報提供を図ります。広報番組においては、市民参画など市民にとってより親しみのある番組づくりに取り組みます。また、市政だよりという紙媒体による特性をいかした広報により、情報提供を継続して行います。

②メールマガジンやフェイスブック、ツイッター、ユーチューブの登録者数の増加を図るとともに、迅速、的確かつ積極的な情報発信に努めます。また、ＣＡＴＶ、インターネットによる市議会中継を継続するとともに、市議会に関する情報提供の充実に努めます。

③積極的に住民参加型の集会等を開催し、校区の実情に応じた弾力的な運用に努め、地域課題の解決に取り組みます。

手紙、メール等による市民からの意見については、より多くの意見が寄せられるよう対話型の広聴の推進に取り組み、市政に対する市民の理解を得られるような体制作りを行います。

④情報公開制度の更なる充実を図ります。また、審議会等公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメント※提出数の増加のための取組を行います。

現況と課題

・パソコン・携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末機等の新たな情報提供メディアの急速な普及にともない、それらの利点をいかした情報提供が求められています。

・ＣＡＴＶによる広報番組については、市民参加型番組等、親しみのある番組づくりが求められています。

・市政だよりについては、紙媒体の特性をいかした広報が求められています。

・まちづくり校区懇談会を毎年市内 18 校区において開催していますが、参加者が各種団体役員などに固定化されているため、広く市民が参加できるようにするための取組を行う必要があります。

「市長への手紙・メール」等において市政への意見を受け付けていますが、匿名による投書が多いため、市民と行政が相互理解を得るための効果的な手段を考える必要があります。

・審議会の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメントなどの施策を行っていますが、さらに市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し公正で開かれた市政の推進が求められています。

活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■委員公募している審議会等の割合	16.6% （平成 21 年度）	17.5% （平成 26 年度）	30.0%
■メールマガジンやフェイスブック、ツイッター、ユーチューブの情報発信数	103 件 （平成 21 年度）	1,005 件 （平成 26 年度）	1,200 件

パブリックコメント※・・・行政などが政策立案に当たり、広く市民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。

成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ホームページアクセス件数	350 万件 （平成 21 年度）	381.7 万件 （平成 26 年度）	430 万件
■メールマガジンやフェイスブック、ツイッター、ユーチューブの登録者数	2,191 人 （平成 21 年度）	6,528 人 （平成 26 年度）	8,000 人
■市政に関する情報提供や情報公開に対する市民満足度	40.0% （平成 20 年度）	38.5% （平成 26 年度）	50.0%

取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
7-1-1	コミュニケーション型広報の推進	継続 重点	・市政だより・ホームページ・広報番組による市政情報の発信 ・全国「にいはま倶楽部」の充実
7-1-2	情報提供メディアの複合的な利活用	継続	・メールマガジンやフェイスブック、ツイッター、ユーチューブによる積極的な情報発信 ◎シティ・プロモーション※の推進 ・市議会の放映
7-1-3	対話型広聴の推進	継続	・まちづくり校区懇談会の開催 ・市長への手紙、メール等の実施
7-1-4	情報公開制度等の充実	継続	・情報公開の推進 ・パブリックコメントの実施

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

協働のまちづくりのための取組

行　政	市政情報を、わかりやすく魅力あるものを積極的に提供します。
市　民	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。
事業者	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。

シティ・プロモーション※・・・観光客・定住人口獲得等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

施策7-2 効果・効率的な自治体経営の推進

望ましい姿　効果・効率的な自治体経営を進めます

後期取組方針

①効果効率的な行政運営のため実施している事務事業評価について、評価を的確に翌年度予算へ反映させるため、事中評価の導入等制度の見直しを行います。

新行政改革大綱の実施計画達成に向けた進捗管理の徹底を図ります。また、事業決定過程で市民の声を反映するため、引き続き補助金公募制度、パブリックコメントを実施します。

②定員管理について、より詳細な分析を進め、継続した適正な定員管理を行います。

職員の資質・能力向上を図るため各種研修を継続的に実施し、新たな行政需要・市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。

③バランスのとれた財政運営に向けて、適正で正確な収入を見込み、見込んだ歳入の範囲内での歳出予算を編成します。

一般財源の更なる確保に向けて、広告事業の拡大、徴収率の向上、資金運用の効率化などに取り組みます。また、固定資産台帳及び複式簿記による財務書類の整備を進め、財政運営への活用を検討します。

④安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な管理を実施し、施設の有効活用や更新費用の平準化による財政負担の軽減を図ります。また、施設の統廃合に向けて、公共施設再配置計画※について検討します。

⑤広域行政については、東予東部圏域での連携も視野に入れ、発展的事業展開ができるよう検討します。

現況と課題

・行政活動の結果を正しく評価し、事務事業の見直し等、行政活動の改善を図るため、事務事業評価を行っていますが、事後評価のため翌年度予算へ反映されていないことから、事中評価の導入等、制度の見直しについて検討する必要があります。行政改革大綱の実施計画の達成に向け、年度ごとの目標を設定し取り組んできましたが、引き続き、新行政改革大綱に基づき行政経営改革に取り組み、効果・効率的な行政運営システムの確立を目指す必要があります。事業の決定過程で幅広く市民の声を反映させるため、補助金公募制度やパブリックコメントを実施しており、今後も引き続き取り組む必要があります。

・定員管理調査に基づき人員配置を行っていますが、健全な財政運営のために引き続き、スクラップアンドビルドの徹底、民間委託・移管、再任用職員の適材適所の活用などに留意しながら、適正な定員管理を行う必要があります。また、様々な行政課題や複雑多様化する行政需要に対応するため、各種研修を充実させるとともに、ジョブローテーション※により意欲あふれる人材の育成を図る必要性があります。

・公債費、扶助費等の義務的経費の増加は財政運営の硬直化を招くため、堅実な財政運営を行い、収支の均衡を保つ必要があります。地方分権の推進・市民要望の多様化等に対応した事業を推進するため、より一層一般財源の確保に努め、財政の構造を弾力性のある状態に保つ必要があります。
現金主義会計による予算・決算制度では見えにくいコストやストックを把握するために、地方公会計の整備を推進する必要があります。

・道路・橋梁、市営住宅等の公共施設の多くは、高度経済成長期に急速に整備が行われたため、老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えることとなり、維持、補修、改築等の費用が大幅に増大することが見込まれることから、財政負担を軽減するための取組が必要です。

・広域行政については、現在、新居浜市と西条市で広域行政圏協議会を設置し、共同事務を行なっていますが、今後は、東予東部圏域での連携も視野に入れた取組が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■新行政改革大綱実施計画の取組率	―	94.4% （平成26年度）	100%
■基本研修開催数・特別研修開催数	20回 （平成21年度）	38回 （平成26年度）	40回

公共施設再配置計画※・・・公共施設の全体像を明らかにし、将来の市の規模に見合う必要な施設を見極め、効率的な利用ができるように、複合化や統廃合等により公共施設の再配置を進める計画。
ジョブローテーション※・・・・・・職員の能力開発のために、多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。

成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■行財政運営に対する市民満足度	7.3% （平成 20 年度）	8.2% （平成 26 年度）	12.0%
■市債残高（市民１人あたり）	859 億円（68 万円） （平成 21 年度）	854 億円（70 万円） （平成 26 年度）	816 億円（68 万円）

取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
7-2-1	質の高い行政運営	継続	・長期総合計画の策定 ・補助金公募制度の実施 ・３カ年実施計画の策定 ・事務事業評価（行政評価）の実施と新行政改革大綱の取組
7-2-2	組織の効率化と職員の育成	継続	・各種研修の推進 ・職員提案制度の推進 ・派遣等公募制度の実施 ・人事評価制度の充実と効果的運用
7-2-3	健全財政の維持	継続	・徴収率の向上 ・資金運用の効率化 ・適正課税の推進
7-2-4	アセットマネジメントの推進	継続 重点	・各種施設の適正な維持、補修、改築 ◎公共施設再配置計画の策定
7-2-5	広域行政の推進	継続 重点	◎東予東部圏域　３市連携の推進

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

協働のまちづくりのための取組

行　政	行政の質が高まったと実感できる市役所となる効果・効率的な行政運営システムの確立を目指します。
市　民	事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。
事業者	広告事業への協力及び事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。

個別計画

・新行政改革大綱 …… 平成 27 年度策定
・新居浜市債権管理計画 …… 平成 27 年度策定
・新居浜市アセットマネジメント推進基本方針 …… 平成 23 年度策定

施策7-3 情報通信技術(ＩＣＴ)の利活用と市民サービスの向上

望ましい姿　利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

後期取組方針

①時代の変化に対応した窓口環境の改善整備と総合窓口システム（ワンストップサービス）を推進します。

・多様な市民ニーズに対応したサービス時間の改善を図ります。

・個人番号カード※の普及と市民サービスの向上を図るため個人番号カードの多目的利用について検討します。

・行政資料のホームページでの閲覧拡大や、オープンデータ化※に向け取り組みます。

・市民の公金納付の利便性向上及び収納事務効率化のために、収納方法の多様化を図ります。

・期日前投票所の適正な運営に必要なスペース、場所、人員配置等について検討し、増設が可能な環境・条件整備を進めます。

・入札の公平性・透明性・安全性を高めるため、電子入札の範囲を拡大します。

・住居表示実施地区の拡大について検討します。

②行政として、地域 WiMAX※の利活用（防災、消防、監視カメラ等）を図ります。また、災害・観光・市政情報では、地上デジタル放送のデータ放送、アナログテレビ放送停波後の空き周波数帯を利用したマルチメディア放送※、あるいはワンセグ放送※の利活用による、リアルタイムの情報提供を検討します。

③コンピュータウィルス等の情報収集に努め、有効な対応策を検討してシステム導入を行うとともに情報の漏洩を防ぎ、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高めます。

現況と課題

・情報化社会の進展とともに市民サービスの向上及び事務の効率化のため、市庁舎窓口の改修、マイナンバー制度※、個人情報保護対策、ＤＶストーカー対策等に対する取組も実施してきたところですが、更なる窓口環境の改善と多様な市民ニーズに対応すべき情報化への環境整備が求められています。

行政資料については、紙ベースでのみ閲覧可能なものが多く、電子化が求められています。

公金収納方法については、一部でコンビニ収納を実施していますが、基本的に金融機関での窓口納付又は口座振替に限られています。市民の利便性向上と事務の効率化のために、収納方法の多様化を図る必要があります。

規制緩和及び選挙人への周知効果により、期日前投票の利用者が年々増加しています。一方で、投票所数が限られている上、スペースも手狭なことから混雑時の円滑な受付対応が求められています。

公共工事の競争性確保及び経費節減を図るため、入札契約事務の合理化及び一般競争入札の拡大が必要です。

地番で住居の所在地を特定することが困難な地区については、問題解消のため住居表示を実施することが必要です。

・情報通信技術が著しい進展を遂げており、有線・無線によるインターネット、地上デジタル・ワンセグ・マルチメディア放送等のインフラの整備とともに、有効活用が求められています。

・大量の個人情報が収集、蓄積、利用されることから、個人のプライバシーが侵害される危険性をはらんでいます。情報の漏洩を防ぎ、セキュリティの確保を維持することが求められています。

個人番号カード※……マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカード。
オープンデータ化※……インターネットなどを通じて国や自治体などが所有する様々な公共データを、誰でも自由に入手し、二次利用可能なルールのもとで加工しやすい形で提供するデータの総称。
地域 WiMAX※……市町村などの限定した地域で、無線通信技術を使用して提供するブロードバンドサービス。
マルチメディア放送※…2011 年のアナログテレビ停波後の周波数を使用して提供される、携帯型端末での利用を想定した放送と通信の特徴を融合した新たな放送メディア。
ワンセグ放送※……携帯電話向け地上デジタル放送のこと。
マイナンバー制度※…住民票を有する全ての人に１人１つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度。複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■電子入札による契約の範囲	2千万円超の建設工事 （平成 22 年度）	1千万円超の建設工事 （平成 26 年度）	全ての 建設工事
■超高速ブロードバンド※利用可能地域	92.9% （平成 21 年度）	100% （平成 26 年度）	100%
■セキュリティ研修受講者数（累計）	958 人 （平成 21 年度）	2,141 人 （平成 26 年度）	3,165 人

成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■行政サービスに対する市民満足度	15.6% （平成 20 年度）	17.4% （平成 26 年度）	25.0%
■建設工事の電子入札実施率	0% （平成 21 年度）	25.8% （平成 26 年度）	100%
■情報漏洩事故件数	0件 （平成 21 年度）	0件 （平成 26 年度）	0件

取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
7-3-1	**行政機能の向上**	継続 重点	・新電算システムの構築 ・マイナンバー制度の整備 ・戸籍電算システムの管理運営 ・サービス日時の改善 ・電子入札の推進 ・個人番号カードの多目的利用の検討 ・総合窓口システム化（ワンストップサービス）の推進 ・住居表示実施地区拡大の検討
7-3-2	**デジタル基盤の整備**	継続	・地域情報基盤の整備
7-3-3	**情報セキュリティ対策の推進**	継続	・個人情報保護の推進

協働のまちづくりのための取組

行　政	市民の利便性の向上のため、安全・安心な情報等システムの整備に努めます。
市　民	システムの有効な利活用に努めます。
事業者	システム整備等利用拡大のサポートに努めます。

超高速ブロードバンド※・・・ブロードバンドでも、インターネット接続の伝送速度が 30Mbps 以上の、より高速なインターネット利用環境のこと。

施策7-4 過疎地域及び離島地域の振興

望ましい姿　新居浜市過疎地域自立促進計画を着実に推進します

後期取組方針

①別子山地域の発展と住民の福祉向上を図るため、林道網の整備、市道の整備、別子山診療所の運営などの事業を継続し、また、旧別子観光センター跡地の整備、別子山ブランドの創出など完了していない事業については、適正な進捗管理を行い、過疎地域自立促進計画を着実に推進します。

現況と課題

・平成 15 年の旧新居浜市と旧別子山村の合併を機に、計画期間を平成 15 年度から平成 25 年度までの 11 ヵ年計画とする新市建設計画を実施してきましたが、計画期間の終了に伴い、今後は過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～32 年度）に基づき、別子山地域の活性化を図る必要があります。

・過疎地域自立促進計画においても、新市建設計画で掲げられた、４つの将来像を引き継ぎ、魅力と活力に満ちたまちづくりの着実な推進が求められています。

・基本方針

（１）歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり

（２）安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり

（３）文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり

（４）緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり

関連する基本計画

基本計画

1-1-2	地籍調査の推進
1-2-2	市域内幹線道路の整備
2-2-3	公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善
2-5-1	安心で安全な給水の確保
3-4-1	環境保全とふれあいの森林づくり
3-4-2	林業生産基盤の整備
3-6-2	産業遺産を活用した観光の振興
3-7-1	公共交通の拡充整備
4-1-6	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
4-5-1	住み慣れた地域での生活支援
6-1-3	防災体制の強化
6-2-4	消防団の活性化
6-6-2	地域再生への体制づくり
7-2-4	アセットマネジメントの推進

望ましい姿　新居大島地域振興計画を着実に推進します

後期取組方針

①大島地域における交通・産業・生活基盤など低位にある社会基盤を拡充・整備して地域格差を是正していくとともに、福祉や医療の充実、離島固有の地域資源を活用した人的・物的交流を積極的に促進し、「住んでいる人々が元気に愛顔で暮らし、住んでみたくなる島づくり」を目指し、新居大島地域振興計画を着実に推進します。

現況と課題

・離島地域の主要産業である農水産業の不振、地理的に不利な条件による第２次・第３次産業の低迷など、離島を取り巻く状況は厳しい。その一方で、自然や伝統文化の保護・伝承、地域資源を最大限に活用した「癒し」や「ゆとり」の体験・交流の場として、また新たな生活の場としての役割も求められており、新居大島地域振興計画（平成 25 年度～34 年度）に基づき、魅力ある地域づくりを進める必要があります。

・離島振興の基本的方向

（１）快適で安心して暮らせる島づくり

（２）活力のある島づくり

（３）交流の盛んな島づくり

（４）持続可能な島づくり

関連する基本計画

基本計画

3-3-5	農産物のブランド化と高付加価値化の促進
3-7-1	公共交通の拡充整備
4-1-6	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
5-2-3	郷土愛を育むための活動の推進
6-2-4	消防団の活性化
6-6-2	地域再生への体制づくり

個別計画

・新居浜市過疎地域自立促進計画 …… 平成 27 年度策定

・新居大島地域振興計画 …… 平成 25 年度策定

施策7-5 新居浜市総合戦略の推進

望ましい姿　**新居浜市総合戦略に基づく施策を推進します**

後期取組方針

①人口減少問題を克服し、本市の持続的発展を図るため、「新居浜市人口ビジョン」に掲げる平成 72 年（2060 年）の目標人口９万人の実現に向け、「新居浜市総合戦略」（平成２７～３１年度）に基づき、産業振興・雇用創出、移住・定住の促進、少子化対策・子育て支援の充実など各種施策を推進します。

現況と課題

・本市の人口は、昭和５５年をピークに減少しており、今後、少子化の進展や高齢者の減少により、人口減少のスピードはさらに加速し、平成７２年（２０６０年）には約７５，０００人にまで減少すると予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準拠した予測）

人口減少問題を克服し、本市人口の現状分析と将来展望を定めた「新居浜市人口ビジョン」に掲げる将来目標人口の実現に向け、「新居浜市総合戦略」の４つの基本目標に基づく具体的施策の着実な推進を図る必要があります。

「新居浜市総合戦略」の４つの基本目標

（１）㊊たな雇用を創り出し、地元産業を振興します。

（２）㊊住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します。

（３）㊊っ子（新居浜の子ども）を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します。

（４）㊊域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します。

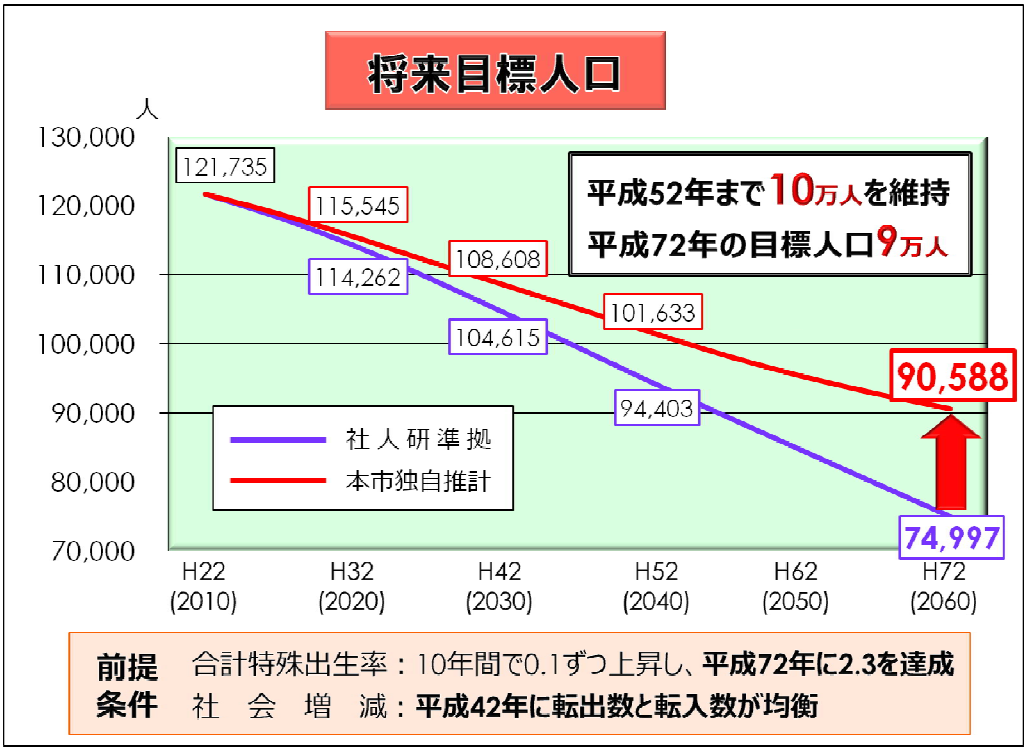

関連する基本計画

基本計画

1-1-1	計画的な土地利用の推進
1-4-1	公営住宅等の整備
1-5-1	既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実
3-1-1	新事業展開の促進
3-1-2	支援体制の強化・充実
3-1-3	産業を支える人づくり
3-1-4	企業誘致及び立地の推進
3-2-1	にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
3-2-3	経営・販売促進への支援
3-3-1	農産物の地産地消の推進
3-3-5	農産物のブランド化と高付加価値化の促進
3-4-2	林業生産基盤の整備
3-4-3	木材の加工流通の整備
3-5-4	水産物の高付加価値化の推進
3-6-1	観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実
3-6-2	近代化産業遺産を活用した観光の振興
3-6-3	太鼓祭りを活用した観光の振興
3-6-4	新居浜ブランドの育成・拡大
3-6-5	ホスピタリティの向上と人材育成
3-6-6	マイントピア別子への誘客促進
3-8-1	雇用対策
3-8-2	働きやすい環境づくり
4-1-1	地域と一体となった健康づくり
4-1-2	母子保健対策の推進
4-1-3	生活習慣病の予防と早期発見・早期治療
4-1-6	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
4-3-2	子育て支援の充実と連携
4-3-3	子どもと親の交流の場づくり
4-3-4	子どもの居場所づくり
4-5-5	共に生き支え合う地域ネットワークの充実
5-3-3	青少年健全育成の推進
5-4-2	社会変化に対応した多様な教育の推進
5-4-3	児童・生徒の健全育成
5-4-4	教育施設・教育環境の整備充実
5-6-1	芸術文化活動の推進
5-6-2	芸術文化施設の整備・充実
5-7-1	社会体育の推進
5-7-2	競技スポーツの振興
6-1-3	防災体制の強化
6-1-4	安全安心のまちづくりの推進
6-4-1	男女共同参画の意識の高揚
6-6-2	地域再生への体制づくり
6-6-3	移住・定住の促進
7-1-2	情報提供メディアの複合的な利活用
7-2-4	アセットマネジメントの推進
7-2-5	広域行政の推進

個別計画

・新居浜市人口ビジョン……平成 27 年度策定
・新居浜市総合戦略……平成 27 年度策定